

「ロシアによるウクライナ侵略に関する意見書」「緊急事態に関する国会審議を求める意見書」
に対する反対討論

2022年3月18日

日本共産党栃木県議団 野村せつ子

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。議第25号および議第26号に対する反対討論を行います。議第25号はロシアによるウクライナ侵略に関する意見書です。ロシアのウクライナ侵略に対して県議会は8日、「断固非難する決議」を全会一致で議決しました。また私が所属する日本共産党は、2月24日に「ウクライナ侵略を断固糾弾する ロシアは軍事作戦を直ちに中止せよ」と題する緊急声明を発表し、国際社会の協調で、経済制裁やプーチン政権を非難と抗議の声で包囲することを呼びかけ、ウクライナの人々への支援にとりくんでいます。さらに中国などの覇権主義や人権侵害に対して、これを厳しく批判してきました。ですから意見書の大要には概ね異論はありません。

認められないのは5項です。日米同盟との連携強化や、防衛力強化を明記しており、軍事的対応の強化にかかわるからです。日米同盟は軍事同盟です。在日米軍や国内の米軍基地は、日本の「国民の生命と財産を守る」ためではなく、米国の世界戦略のために置かれています。そして安保法制によって、日本が米国と一緒に海外で戦争する国になる危険が高まりました。

また防衛力強化と言いますが、すでに安倍・菅政権の下で7年連続・史上最大の軍拡が進められ、岸田政権は新年度予算案で「敵基地攻撃能力保有」を見据えた大軍拡予算を組んでいます。専制主義国家による脅威に「軍事対軍事」で対応すれば、行き着く先は、核軍拡競争と戦争への道です。絶対に認められません。

ロシアに対し、日本はより厳しい経済制裁に踏み出す必要があります。日本共産党は、国の新年度予算案に盛り込まれた21億円の8項目の対ロシア経済協力プランの中止を求めています。意見書には、5項に代えて、対ロシア経済協力プランの明確な中止と予算の凍結または執行停止を盛り込むよう求めます。

次に議第26号、緊急事態に関する国会審議を求める意見書についてです。新型コロナウイルス感染症や大震災、その他の緊急事態に、従来の法体系では対応できなくなる恐れがあるとして、憲法のあり方の国会審議を求めています。

緊急事態における憲法の在り方の議論とは何を指すのか、明記されていませんが、13日の自民党定期大会で、総裁の岸田首相が9条への自衛隊明記、「緊急事態条項創設」など改憲4項目を、喫緊の課題だと述べたと報道されており、改憲を意図した議論と受け止めざるをえません。「緊急事態条項」とは内閣に権限を集中する独裁体制をつくることです。憲法に「緊急事態条項」がないからと、改憲を促す議論があることは承知していますが、コロナ危機などに乗じて、このような議論を進めることは、断じて認められません。そもそも、コロナ対策や災害対策で国民から不十分さを指摘する声があるのは、憲法に問題があるからではなく、歴代政府が機動的、科学的、総合的な実効ある対策を講じなかったからではないでしょうか。

ロシアによる国連憲章違反の蛮行が行われている時に、憲法を順守すべき首相が9条を含む改憲への意欲を示したことは重大です。9条は、日本は再び侵略国家にならないという世界への誓いであり、戦争を起こさないための平和外交を政府の責務とするものです。今求められているのは、現行憲法を変える議論ではなく、世界の平和、国民の命と生活、人権、財産を守る施策に活かすことです。日本共産党はそのために全力をあげることを表明し、反対討論といたします。

